

報告第10号

大阪広域環境施設組合特定個人情報保護条例の一部を改正する条例急施専決処分報告 について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、規定を整備するため、大阪広域環境施設組合特定個人情報保護条例の一部を改正する必要性が生じたが、急施を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和7年3月27日管理者において次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求める。

令和7年7月22日

大阪広域環境施設組合管理者 横 山 英 幸

大阪広域環境施設組合特定個人情報保護条例の一部を改正する条例

大阪広域環境施設組合特定個人情報保護条例（令和5年条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(定義) 第2条 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。） <u>第2条第9項</u> に規定する特定個人情報をいう。	(定義) 第2条 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。） <u>第2条第8項</u> に規定する特定個人情報をいう。
[2 略]	[2 同左]
3 この条例において「特定個人情報ファイル」とは、番号法 <u>第2条第10項</u> に規定する特定個人情報ファイルをいう。	3 この条例において「特定個人情報ファイル」とは、番号法 <u>第2条第9項</u> に規定する特定個人情報ファイルをいう。

[4 略]	[4 同左]
備考 表中の[]の記載は注記である。	

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(参考)

地方自治法（抄）

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第162条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第252条の20の2第4項の規定による第252条の19第1項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

省 略

前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

省 略